



特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ

info@ngo-hrn.org

110-0015 東京都台東区東上野 1-20-6

丸幸ビル 3階

Phone: 03-3835-2110 /Fax: 03-3834-2406

2011年1月21日

カンボジア特別法廷第1号事件（ケース1）の 補償措置に関する控訴についての法的検討と提言

ヒューマンライツ・ナウ

序

ヒューマンライツ・ナウ（*HRN*）は、カンボジア裁判所特別法廷（以下「**ECCC**」という）について意見書『被害者に正義をーカンボジア裁判所特別法廷についての基本的論点』を2006年9月13日¹に公表し、ECCC及び関係者に対し、裁判手続への参加による司法へのアクセス、及び補償措置を求める権利など、被害者の権利についての基本的原則を確認するよう求めていた。加えて、HRNは、「ECCC内部規則案に対するコメント」²を2006年11月17日に提出し、集合的または象徴的な補償措置を含む、補償措置命令を発する権限を裁判所に与えるとの規定案を支持していた。

その後、ECCCは**内部規則**（Internal Rules）の第一版を2007年6月に採択し、その中では、民事当事者（Civil Parties）として被害者が参加する手続、補償措置に関す

¹ 2006年10月13日に一部改訂。ヒューマン・ライツ・ナウのウェブサイト参照。

<http://hrn.or.jp/activity/JusticeforVictims%28HRN-Japan%29english.pdf>（英語）

<http://hrn.or.jp/activity/JusticeforVictims%28HRN-Japan%29japanese.pdf>（日本語）

² <http://hrn.or.jp/activity/CommentsonECCCDraftIRs%28HRN%29.pdf>（英語）

<http://hrn.or.jp/activity/commentsonECCCDraftIRs%28japanese%29.pdf>（日本語）

る制度、被害者ユニット (Victims Unit) の設置—これらは全て HRN の上記意見書で提言されていたものである—が取り入れられた。

ECCC の**第一審 (事実審) 裁判部**が 2010 年 7 月 26 日に第 1 号事件 (ケース 1) の判決を言い渡した今 (以下「**第一審判決**」という)³, HRN は、2006 年以降 ECCC における被害者の権利に関する議論に関わってきた国際 NGO の 1 つとして⁴、第一審判決の補償措置についての深刻な欠陥に懸念を表明する。

実際、HRN は、以下に述べるとおり、第一審判決は補償措置に関して、法律問題における誤り及び事実誤認のいずれの理由によっても取り消されるべきであると考える。

私たちは、この意見書が第一審判決の誤りを ECCC 最高裁判部が修正するにあたって、また、第 1 号事件の控訴手続に関わるその他の関係当事者にとって、さらに、被害者の利益を保障しその正義を実現するために ECCC の補償措置メカニズムがどのように展開していくべきかという点に関心を有するすべての人々にとって、その参考に資するものとなることを希望する。

A. 背景

第一審判決において、カン・ケク・イウ (通称ドゥイ) は、人道に対する罪と戦争犯罪で有罪とされ、35 年の禁固刑 (ただし違法な身柄拘束により 5 年の減刑) を言い渡された。しかしながら、第一審判決の一部としてカンボジア特別法廷

(ECCC) が示した補償措置は、とても限定的であり、①第一審判決において、当事者適格が認められた全ての民事当事者 (Civil Parties) の名前及びクメール・ルージュの S21 収容所で死亡した家族の名前を掲載すること、②裁判の過程でドゥイによってなされた全ての謝罪の陳述と責任の自認を集約するという命令、の 2 点を含むだけであった。記念碑や被害者のための信託基金のような、その他の請求されていた補償措置は、「特定性を欠く」あるいは「ECCC にとって適用可能な補償措

³ 第1号事件 (ケース001) における被告人カン・ケク・イウ (通称ドゥイ) に対する2010年7月26日判決 (以下「第一審判決」 という)

www.eccc.gov.kh/english/cabinet/courtDoc/635/20100726_Judgement_Case_001_ENG_PUBLIC.pdf.

⁴ HRN はさらに、ECCC における被害者参加を効果的に行うシステムのための提案として、2008 年 7 月 9 日に「集団被害者訴訟の実務—日本における集団訴訟の経験から ECCC の被害者参加への提案」も公表している。

http://hrn.or.jp/activity/KRT_Mass_Victims_litigation_HRN_eng.pdf (英語)

http://hrn.or.jp/activity/KRT_Mass_Victims_Litigation_HRN_jpns.pdf (日本語)

置の範囲を超えていた」として拒否された。民事当事者の共同代理人らは、補償措置に関して第一審判決を「想像力に欠ける」⁵と批判した。内部規則（IR）の下で、ECCCの最高裁判部は「判決や決定を取り消すこととなる法律問題における誤り」あるいは「誤審（miscarriage of justice）をもたらす事実誤認」を根拠として、控訴を認めることができる⁶。このように、民事当事者の共同代理人らは、このたびの補償措置請求の拒否が、法律問題に関する誤りと事実誤認のいずれにも該当すると主張して、控訴の通知を（ECCC）に提出している⁷。

以上の状況を受けて、以下に述べるのは、補償措置に関する控訴に関連した、補償措置に関しての第一審判決に対する HRN の見解である。

B. ECCC が補償措置を実施する権限

補償措置問題での控訴に関連して重要な問題は、ECCC はドゥイの裁判で民事当事者が請求する補償措置を実施する権限を有するかどうかである。第一審判決のパラグラフ 661 において ECCC は「補償措置を実施（執行）する権限を欠いている」と述べている⁸。また、「この法の目的は、民主カンブチアの上級指導者、並びに、カンボジア刑法...上の犯罪及び重大な違反に最も責任がある者を裁判にかけることである」と規定する特別法廷設置法⁹の 1 条にも言及する。この判示は、ECCC が補償措置を実施する権限を欠いているのは、設置法の下では、単に責任ある個人を訴追する権限を与えられているだけで、何ら補償措置を実施する権限は与えられてい

⁵ 民事当事者第 1 グループの弁護士であるカリム・カンは、補償措置に関する本判断を「命じられることがあり得た判断の中では、実に、最小限で、最も保守的で、おそらく最も想像力に欠けるものといって差し支えないだろう」と言っている。プノンペン・ポスト（2010年7月27日）
<http://www.phnompenhpost.com/index.php/2010072740791/National-news/reparations-remain-a-key-issue.html> 参照

⁶ 特別法廷内部規則 104 条(1)

⁷ カン・ケク・イウ（通称ドゥイ）事件に関する 2010 年 7 月 26 日第一審判決に対する共同代理人による 2010 年 9 月 6 日付の控訴通知（民事当事者グループ 2）
http://www.eccc.gov.kh/english/cabinet/courtDoc/683/E188_14_EN.PDF;

カン・ケク・イウ（通称ドゥイ）事件に関する 2010 年 7 月 26 日第一審判決に対する共同代理人による 2010 年 8 月 18 日付の控訴通知（民事当事者グループ 3）
http://www.eccc.gov.kh/english/cabinet/courtDoc/675/E188_4_EN.PDF.

⁸ 第一審判決・脚注 1145 参照。

⁹ 民主カンブチア時代に行われた犯罪の訴追のためのカンボジア裁判所特別法廷の設置に関する法律（2004 年 10 月 27 日改正）（以下「設置法」という）

ないからだということ述べていると思われる。しかしながら、これは次の理由により、法律問題として正しくない。

1. 内部規則の下での ECCC の義務

設置法が ECCC に補償措置を実施する権限を明示的には与えていないことが、必ずしも ECCC がこれを行う権限に欠けていることを意味するわけではない。むしろ、内部規則の規則 21 条 1 項に従って、ECCC は被害者の利益を保護し、公正さを保障し、被害者の権利を尊重する義務がある。ECCC が仮に補償措置を実施する権限を有していないということになれば、これらの義務を遵守することができなくなる。

2. ECCC は補償措置を実施するのに適した立場にある。

第一審判決のパラグラフ 661 は、補償措置は ECCC の代わりに通常のカンボジア裁判所システムの中で実施されるべきだと述べているが、カンボジアの裁判所システムが効果的に補償措置を実施するかどうか、またどのように行うのかは不確かと思われる。ECCC（特に被害者支援セクション）は一般的に被害者の利益をより良く理解していることを考えると、この問題に関与していないカンボジアの裁判所ではなく、ECCCの方が、補償措置を実施するのにより適した立場にある。

加えて、通常のカンボジア裁判所システム内での実施は、必ずしも ECCC が補償措置の実施権限を欠いていることを意味しない。具体的な執行措置を命じる権限はカンボジア裁判所に与えられているかもしれないが、ECCC はその自らの権限に基づいて、そのような命令を実施するようにカンボジア裁判所に指示する命令を発することができる。

様々な考慮事項に基づいて補償措置を命ずるに際して、どの程度の裁量を ECCC が有しているのかはまた別の問題だが、司法機関としてそのような裁量には固有の限界があるはずである。いずれにしても、ECCC は法的にそのような権限を欠くと無条件に断定することは法律問題として正しくないと思われる。

3. 国際的なガイダンス

設置法 33 条はもし「現行訴訟法が特定の問題を扱っていない場合、その解釈や適用に関して不確かな場合、または、国際基準との整合性に関して疑義がある場合、国際的なレベルで確立された訴訟手続規則にガイダンスを求めることができる」と述べている。

設置法および内部規則はいずれも、補償措置が ECCC によって実施されうるか否かを明確な形で扱っていない。内部規則が補償措置の実施に関して唯一言及しているのは規則 113 条であり、「補償措置の実施は民事当事者の主導で行われるものとする」と規定されている。しかしながら、民事当事者が ECCC からの支援なしでどのように補償措置の実施に着手できるかは明らかでない。

この点に関し、国際基準は一般に、重大な人権侵害の被害者に補償措置の権利を保障しており¹⁰、したがって、ECCC は、設置法 33 条に基づき国際レベルで確立された手続規則にガイダンスを求めるべきである。

この点で、国際刑事裁判所（以下「ICC」という）の法と手続は有益なガイダンスを提供することができる。ICC ローマ規程（以下「ICC 規程」という）75 条(2) は、ICC が「有罪の判決を受けた者に対し、被害回復、賠償、リハビリテーションの提供を含む、被害者に対する又は被害者に係る適切な補償措置を特定した命令を直接に発する」ことができ、そして「適切な場合には、ICC は補償措置の信託基金を通じて補償措置に関する裁定の実施を命じることができる」と規定する¹¹。ICC は重大な人権侵害の被害者に正義をもたらすことに関する国際社会における継続的な議論に基づく国際的なモデルであることを考えると、ICC 規程は国際基準に関する最も適切なガイダンスの一つである。したがって、ECCC が確立された国際基準を考慮することなしに、補償措置を実施する権限を欠いているというのは、法律問題として正しくないであろう。

4. 追加的な検討

最後に、仮に最高裁判部が、ECCC の第一審裁判部は補償措置を執行する権限がないと判断することになったとしても、それは必ずしも、ECCC が執行する手段を

¹⁰ 第一審判決・脚注 1146–1148 参照。

¹¹ 国際刑事裁判所に関するローマ規程 http://www.icc-cpi.int/NR/rdonlyres/EA9AEFF7-5752-4F84-BE94-0A655EB30E16/0/Rome_Statute_English.pdf

欠いているような救済措置を認容する権限を有しないことを意味しない。ECCCは少なくとも請求された補償措置を扱うアプローチをより柔軟にできるだろう。特に、ECCCは請求された補償措置に関して拘束力のない勧告をカンボジア政府に行うことができるだろう。カンボジア政府がそのような勧告を採用するかどうかの最終的な裁量権を有することを考えると、拘束力のない勧告をすることそのものが、どのようにしてECCCの権限の範囲を超えることになり、「国内政府の専権」¹²に属することになると見るのか困難である。したがって、ECCCは少なくともカンボジア政府にそのような拘束力のない勧告¹³を行う権限を有するというべきである。

C. 「明確性」と「特定性」の要件

第一審判決のパラグラフ 651(b)は、民事当事者による補償措置の請求はそれらが「被告人に対する執行可能な命令を生じさせる程度に十分に明確あるいは確定可能である」場合にのみ認容されるだろうと述べている。しかしながら、このパラグラフにおけるECCCのこのような解釈については、2つの大きな懸念がある。

1. 第一審判決そのものが不明確である。

まず、第一審判決自体、ECCCが自ら執行できない命令について、これを発する権限を欠いているとするのか否か、不明確である。第一審判決のパラグラフ 665は「加えて、当裁判所は、請求の対象が不明確あるいは確定できない命令、そして執行できない、そうした命令を発することができない」と述べている¹⁴。この文における「そして執行できない」という節が、「命令」の語を修飾するよりはむしろ、「請求の対象が不明確あるいは確定できない命令」のことを指して修飾しているのではないか、文意が明らかでない。後者であるならば、請求の対象が「明確あるいは

¹² 第一審判決パラグラフ 671 参照。

¹³ 拘束力の無い勧告をECCCがカンボジア政府に対して行うという提案は、2010年9月17日の第8回ECCC司法官全体会議で否決されたことに留意されたい。

[http://www.eccc.gov.kh/english/cabinet/press/170/ECCC_PR_17Sep2010_\(Eng\).pdf](http://www.eccc.gov.kh/english/cabinet/press/170/ECCC_PR_17Sep2010_(Eng).pdf). 第8回全体会議のプレスリリースによると、「ECCCの権限の範囲を超えると考えられた」という理由以外に、なぜこのような提案が採択されなかったのか明らかではない。

http://www.eccc.gov.kh/english/news.view.aspx?doc_id=370. 参照

¹⁴ 第一審判決パラグラフ 665 参照。英文は以下のとおり。“The Chamber is, additionally, unable to issue orders where the object of the claim is uncertain or unascertainable, and which are incapable of enforcement.”

は確定できる」命令であれば、執行が「できる」ことになる、そしてそのようにして、裁判所は一定の状況の下でそのような命令を発することが可能である。

2. 「権限の欠如」について

次に、単に不明確あるいは確定できないからといって ECCC が補償措置を拒否することは法律上の問題として誤りというべきである。国内法と国際法のいずれも、（判決での）補償措置の裁定に関して一定程度の特定性を要求する法的根拠を定めていない。もし ECCC が不明確あるいは確定できない被害について懸念しているならば、その被害を確定するために(法的、経済的な目的の両方で)様々な評価メカニズムを実施することができる。被害評価を行う可能性すら考慮しないことは、法律上の問題として正しくないであろう。これは補償措置を認容すべき強い政策理由があり、そして、以下に述べるように、国際的なガイダンスがある場合には、特に妥当する。

膨大な数の潜在的な被害者に関わるため、請求された補償措置の実施コストを決定することは困難であるかもしれないが、同法廷がそれを行うための何の努力もなしに請求された補償措置を拒否することは正当化されない。やはり同法廷は、他の政治的・経済的な制約の下で補償措置案を実施することが可能かどうか決定する前に、少なくともそのコストを評価するための一定のメカニズムを採用すべきである。加えて、ECCC が国際的な重大人権侵害の案件を扱った経験を持つ国際的なスタッフ（裁判官、共同検察官、弁護士など）で構成されていることから、（経験やリソースを欠く）被害者よりも ECCC が、コストの評価プロセスを管理するには適した立場にあると考える。

3. 国際的なガイダンス

設置法 33 条（上述）に従って、ECCC はやはり国際的な手続規則にガイダンスを求めるべきである。ICC 規程 75 条(1)は、補償措置を評価するときは「裁判所は…請求により…被害者に対する又は被害者に係る損害、損失及び傷害の範囲及び程度を決定することができる…」と規定している。加えて、ICC の「手続・証拠規則」97 条(2)は「被害者の請求については…裁判所は被害者に対する又は被害者

に係る損害、損失及び傷害の範囲、程度を決定する際に裁判所を援助するために、また、補償措置の適切な種類及び方式に関して多様な選択肢を提言するために、適切な専門家を任命することができる・・・」と規定している¹⁵。

ICC モデルは ECCC が従うべき適切な国際基準を表すものであり、それゆえに、ECCC が単に明確性や特定性の欠如を理由にして請求された補償措置を拒否することは、ECCC はそれを認めるか拒否するかの決定をする前に少なくとも請求に係る補償措置の正確な性質とコストを決定するための専門家を任命できる以上、法律問題として正しくないであろう。

D. 被告人の無資力と被害者信託基金

第一審判決のパラグラフ 666 は「民事当事者が被った圧倒的な損失に起因する制約と、無資力と思われるカン・ケク・イウによる被害回復の見込みがないこと」と述べている。被告人が無資力の場合に、請求された補償措置に対して ECCC が資金を出すだけの十分な財政的資源を持たないかもしれないことは理解できるけれども、単にそのような理由で（判決による）措置を拒否することは法律問題として正しくないであろう。すでに触れたように、ECCC には、内部規則 21 条 1 項に従って、被害者の利益を保護し、公正さを保障し、被害者の権利を尊重する義務がある。ECCC は、もし措置を実施する財源を持っていないのにそのような状況を解決する方法もないとすれば、これらの義務を遵守することはできない。ECCC は少なくとも（判決による）措置を実施する方法を見つけるにあたり、より柔軟になることができる。第一審判決のパラグラフ 670 は「直接的であれ間接的であれ、民事当事者個々への金銭的給付や被害者のための信託基金の設立を求める、全ての請求は ECCC における補償措置の範囲を超えている」と述べているが、被害者に直接に個々の金銭的な給付を認めることなしに、精神的・集合的な（moral and collective）補償措置のみを実施する目的のために設けられる信託基金を ECCC が設立することは可能であるだろう。もし信託基金が適切に構成されるならば、なぜそのような信託基金を設立することが ECCC の権限を超えるのか理解するのは困難で

¹⁵ 前注 11 参照。

ある。かかる観点から、精神的かつ集合的な補償措置のみを実施するための信託基金の設立の可能性を ECCC が排除することは、法律問題として正しくない。

ECCC は近時、内部規則を（判決による）補償措置のための外部の資金提供を認めるものに改訂しているけれども、ECCC が第一審判決の paragraph 666 及び 670 に基づき第 1 号事件において請求された補償措置を拒否することは、依然として法律問題として正しくないであろう¹⁶。

E. 集合的・精神的な補償措置の範囲

最後に、「集合的で精神的な補償措置 (collective and moral reparations)」の正確な範囲・定義に関する問題がある。第一審判決の paragraph 651(a) は、補償措置のための請求はもし内部規定 23 条(1)(b)の意味の範囲内の集合的で精神的な補償措置として認められれば、当該措置は（判決で）認容されるだろうと述べている。また第一審判決の paragraph 674 は、無料の診療と教育上の措置へのアクセスの提供に関する請求された補償措置は集合的で精神的な補償措置ではないため、ECCC において採用可能な補償措置の範囲外であると述べている。しかし、これは法律問題として正しくないであろう。

1. 内部規則の下での補償措置の方式

内部規則 23 条(12)は、（判決における）補償措置裁定は(i)有罪判決を受けた者の費用で適切なニュース又は他のメディアにおいて判決を公開せよという命令、(b)被害者の便益になることを目的とした非営利活動又はやサービスに資金を拠出せよという命令、または、(c)その他の適切で同等の補償措置の方式、という形態をとることができると規定している。何が「適切で同等の補償措置の方式」を構成するのか明らかではないけれども、無料の診療と教育上の措置へのアクセスは、少なくとも「被害者の便益になることを目的とした非営利活動又はサービス」の категорияに該当すると思われる。

¹⁶ （判決による）補償措置裁定の実施のための外部資金を認める内部規則の改訂が 2010 年 9 月 17 日の第 8 回 ECCC 司法官全体会議で採択されていることに留意されたい。

加えて、内部規則が 2007 年 6 月に最初に採択されたとき、ECCC の司法官らは、被害者の権利は ECCC 設置法の中で直接的に扱われていないけれども、「集合的で非金銭的な (collective, non-financial) 補償措置は可能」だと言及していた¹⁷。つまり、この決定時の状況を考慮するならば、この「集合的で精神的な補償措置」という文言は、内部規定が最初に採択されたときの「集合的で非金銭的な補償措置」を意味するものと解釈されるべきである。そしてそのとおり、なぜ無料の診療と教育上の措置へのアクセスは「非金銭的な補償措置」と考えられないのかを ECCC が明白に示すことができない限り、そのような補償措置を拒否するべきでない。

2. 集合的で精神的な補償措置の範囲に関する国際的なガイダンス

この「集合的で精神的な補償措置」という文言は、設置法にも内部規則にも定義されていない。無料の診療と教育上の措置へのアクセスのような、象徴的かつ物質的である補償措置が「集合的で精神的な補償措置」に該当するか否か判断することは難しい。設置法 33 条に従って（上述参照）、ECCC は集合的で精神的な補償措置の範囲を判断するために、確立した国際的な規則にガイダンスを求めるべきである。

初めに、「重大な国際人権法違反及び深刻な国際人道法違反の被害者のための救済及び補償措置を受ける権利についての基本原則及びガイドライン」¹⁸は「補償措置 (reparation)」の用語を、原状回復、賠償、リハビリテーション、心理的回復（満足）、再発防止の保障を含むものとして定義している。この「リハビリテーション」と「心理的回復」の概念には医療的ケアや精神的なケア、記念碑や被害者への記念品、全ての教育段階の教材で過去に起こった人権侵害を正確に説明することなど、様々な措置が含まれる¹⁹。「集合的で精神的」という文言によって、ECCC が認容することのできる補償措置の種類から金銭による「賠償」を除外する趣旨であることは明らかな一方、補償措置として国際的に認識されたその他の種類の補償措置を除外する根拠は、設置法にも内部規則にも存在しない。

¹⁷ 司法官共同声明「ECCC 司法官全体会議が内部規則を全会一致で採択」2007 年 6 月 13 日 http://www.eccc.gov.kh/english/cabinet/press/29/Joint_Press_Statement_on_internal_rules_eng_fr_13_june_2007.pdf

¹⁸ 国連総会決議 A/RES/60/147 (2005 年 12 月 16 日)

¹⁹ 国連規約人権委員会・一般的意見 31、CCPR/C/21/Rev.1/Add.13, (2004 年 5 月 26 日) パラグラフ 16 も参照

この点については、米州人権裁判所（以下「**IACHR**」という）が補償措置の命令と実施についての成功の歴史を持っており、国際的なモデルとしての役割を果たしていると言える。IACHRの文脈で「精神的な補償措置（moral reparation）」の用語は非金銭的な補償措置を示すことに使われており²⁰、実際にもIACHRは、診療と教育上の設備への無料アクセスを含みリハビリテーション及び和解をしばしば命じてきた²¹。例えば、グアテマラ内戦の間の事件で250人を超える人々が迫害され殺された「プラン・デ・サンチェス虐殺対グアテマラ」事件（2004年）²²の中で、IACHRは、死者を追悼する儀式や、無料の医療的・精神的なケアなどを含む様々な補償措置及び和解の象徴的行為を命じた。したがって、ECCCはIACHRの実践を継ぐべきであり、無料の診療と教育上の措置へのアクセスを含めた、いかなる非金銭的な補償措置も対象とするというべき「精神的で集合的な補償措置」の範囲を解釈する上で、柔軟なアプローチを採用すべきである。

F. 結論

以上のとおり、第一審裁判部により言い渡された補償措置の決定は熟していないものであり、法律問題における誤り及び事実誤認のいずれの理由によっても取り消されるべきである。ECCC最高裁判部は、民事当事者が被った被害の性質を踏まえ、適切な補償措置のための実行可能な方法を十分に検討する必要がある。

以上

²⁰ 米州人権裁判所（IACHR）「ベラスケス-ロドリゲス対ホンジュラス事件」1988年7月29日判決（本案）Series C no. 4、及び、IACHR「ベラスケス-ロドリゲス対ホンジュラス事件」1989年7月21日判決（補償措置及び費用）Series no. 7 参照

²¹ B.Mayeux 及び J.Mirabel「米州人権裁判所における集合的・精神的補償措置（Collective and Moral Reparations）」（2009年）参照

http://www.utexas.edu/law/clinics/humanrights/work/HRC_F09_CollectiveReparations.pdf

²² 米州人権裁判所「プラン・デ・サンチェス虐殺事件対グアテマラ事件」（補償措置及び費用）(ser. C.) No.116（2004年11月19日）http://www.corteidh.or.cr/docs/casos/articulos/seriec_116_ing.pdf.